

これからの博物館行政と 支援体制の構築に向けた試論

いまさらですが

改正博物館の施行を前に、博物館の本来業務に関する行政や施策を考える
とくに小規模自治体立の博物館を念頭に

宇仁義和

東京農業大学オホーツクキャンパス

持田 誠

浦幌町立博物館

石井淳平

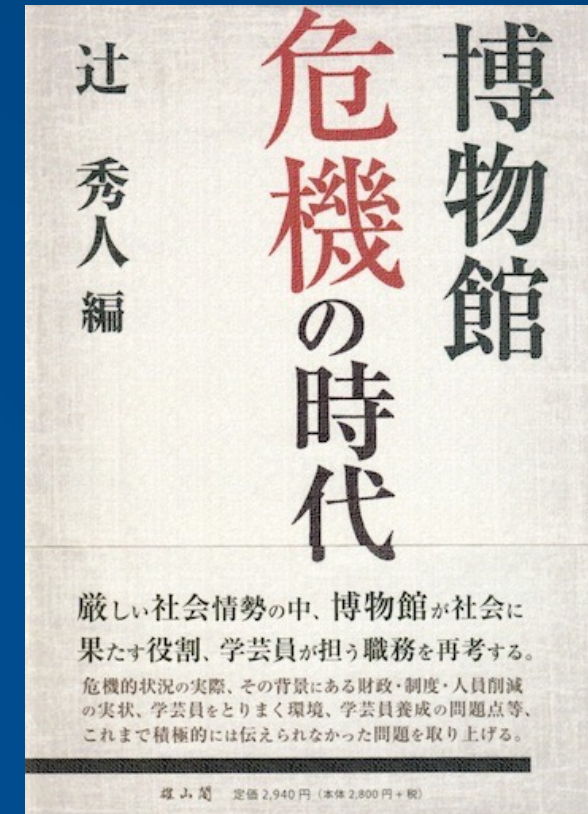
北海道博物館協会学芸職員部会

問題意識

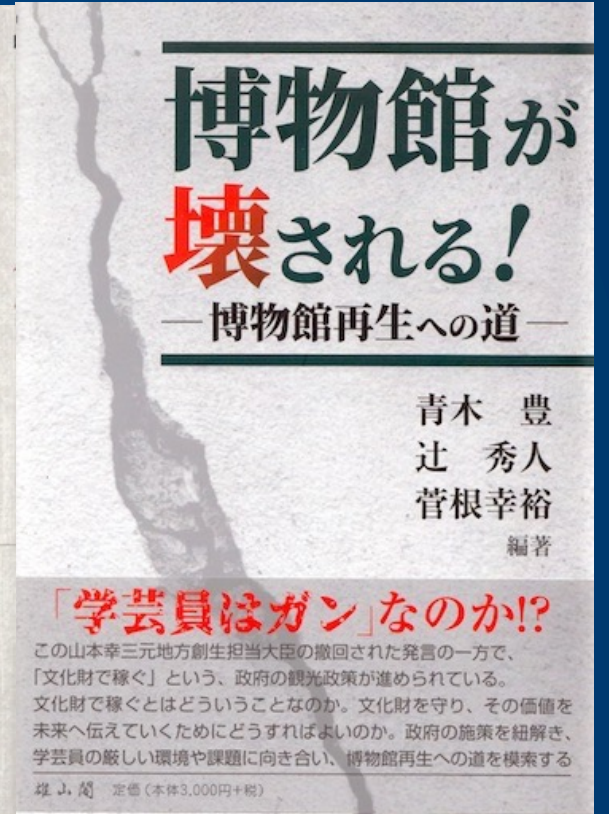
お断り：行政や施策という用語については
厳密な定義はせず、感覚的に用いている

1. 博物館の危機とは何だったのか

- 1) 博物館行政の変化
- 2) 自治体財源の不足
- 3) その他



辻編 2012



青木ら 2019

本論の仮説は2)。博物館行政は存在せず、自治体
予算の不足が原因。単純な金欠であり、行政の積極的
な失敗ではない。

「博物館の危機」の正体とは

①博物館は事実上行政的空白にあった
②博物館は自治体の責任の下で自由に活動してきた
③ところが
税収不足と人員削減により事業が立ちゆかなくなった現象。

本来問うべきは、**独自行政の空白**ではなかったか。博物館は**いつも受け身**で人工を供出してきた。過去には総合学習、子どもの居場所、現在では文化観光の拠点施設化。

コミュニティ形成

社会福祉事業

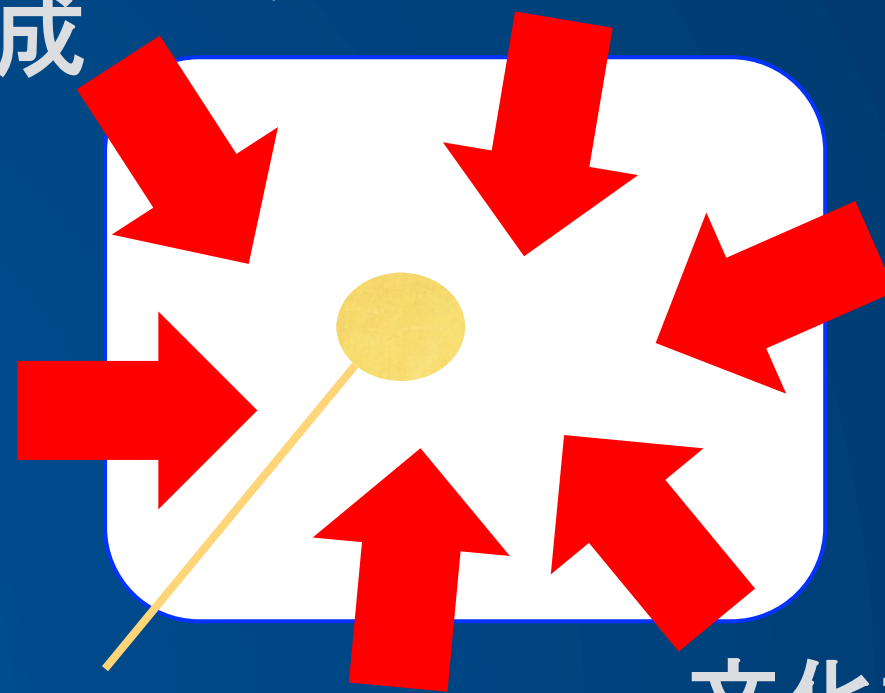
本来業務の外部認識

首長の思い付き

子どもの居場所

文化観光

総合学習



博物館施策はいつも派生的応用的内容

1. 文化観光推進法は博物館について法的位置付けを問わず「文化資源保存活用施設」と位置付けた
2. 人的金銭的余裕がある条件でおこなうべき応用課題の引き受けは小規模館園には荷が重い
3. 本来業務の行政不在が招いた受皿化ではないか
未指定の水辺や野原など身近な自然が開発で消失するのと似ている

こんなことになるのなら国の施策として資料の保存収集や調査研究など固有業務の推進体制を確立すべきだった

国レベルの博物館施策とは全国計画の整備と実施

1. 下水道の整備や圃場整備を見習い
2. 全国博物館資料保存推進基本計画（下位計画として地域的重要資料目録化推進事業）などを打ち立て
3. 市町村立博物館の本来事業を国家計画に位置付ける
4. 他の思惑の応用事業や派生事業の侵入を予防する
→国の事業から首長の思い付きまで
5. 館園の独自事業も国家計画の一部の体裁をとる
6. 学芸員は国家計画推進で手一杯

文化庁「博物館への支援」は文化観光推進ばかり

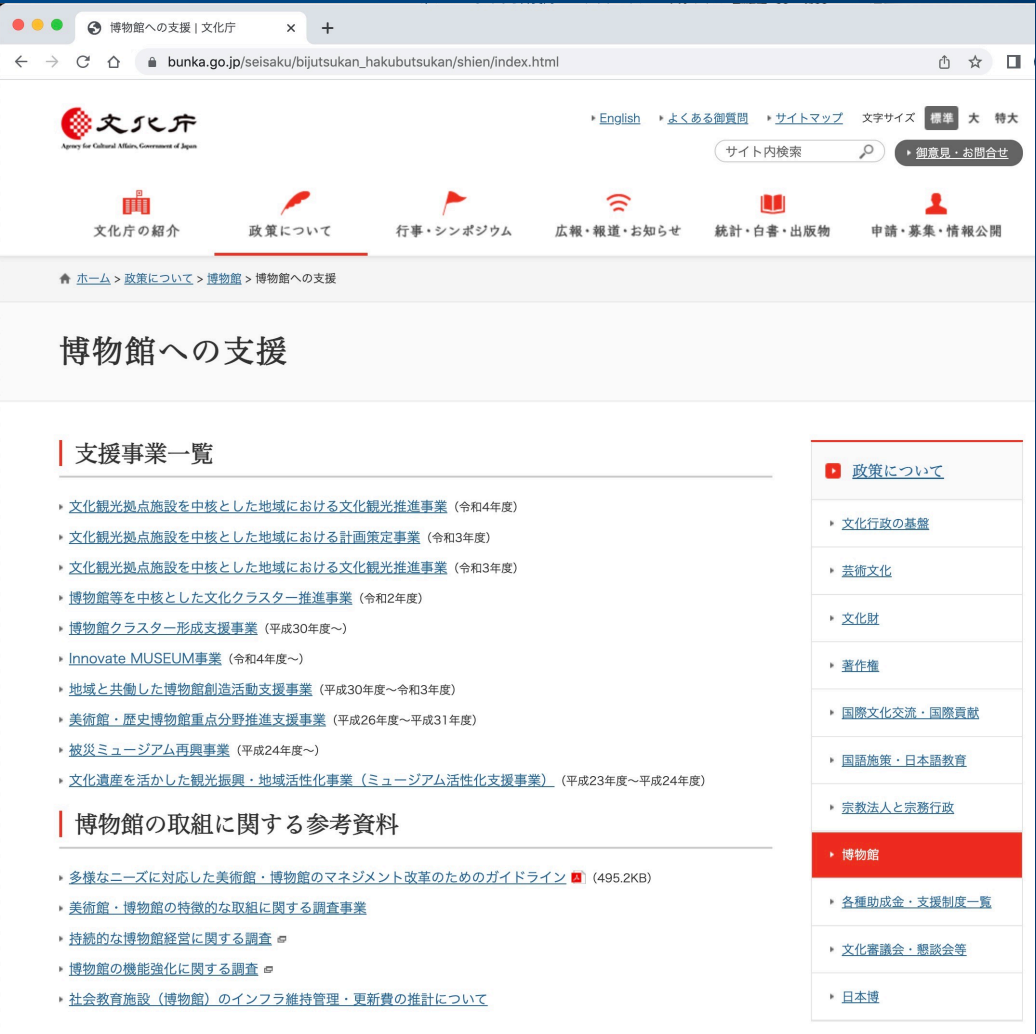
ウェブに示された文化庁の博物館の「支援事業一覧」は10点。大半は新規事業の公募選択型資金供与。

通常業務への補助、館園の底上げを目指す施策は見当たらない。

2022年度で有効な支援事業は2つ

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

Innovate MUSEUM事業（文化芸術基本法による新たな取り組みへの公募型資金供与）



https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shien/

博物館法からは本来業務積極行政は導けない？

1. 博物館法を根拠に可能な支援策は、現状では研修への補助や参加促進に限られるのではないか
2. 24条による補助も1998年以降空文化（栗原 2022: 91–92）
3. 「国の責務」に関する規定がない

教育基本法は「努力義務」社会教育法には「任務」がある

博物館法を根拠にした本来業務積極行政が無理ならば



新法または別改正が必要ではないか

たとえば旧7条の復活

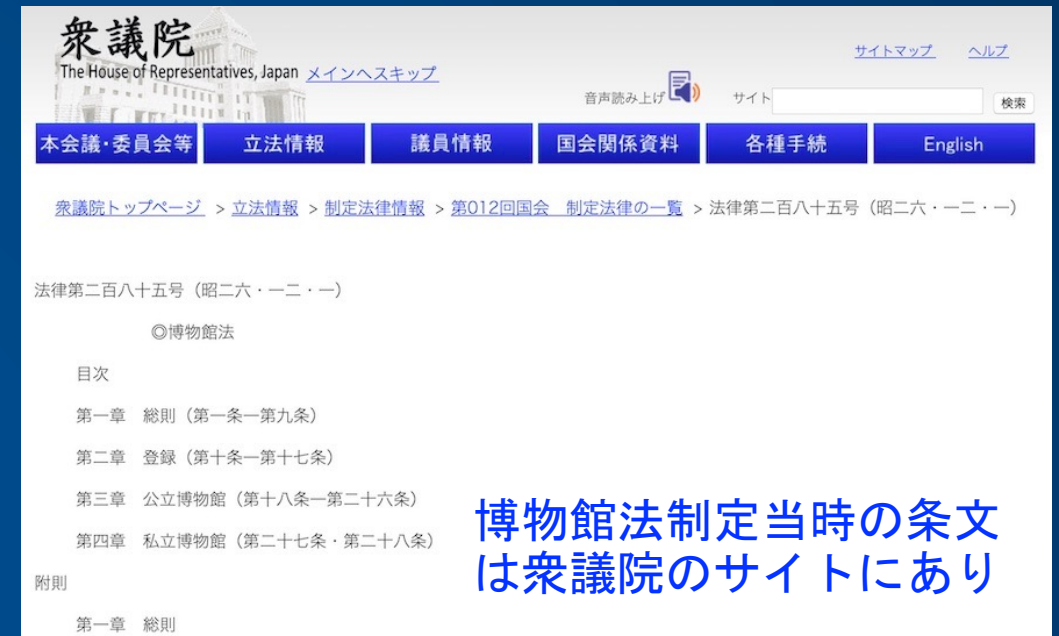
博物館法旧7条は、国が県、県が市町村と私立館に指導助言できるとする

（指導、助言）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/01219511201285.htm

第七条 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び私立博物館に対し、その求めに応じて、博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

これは現在でも同様の体制が必要なのではないか。
何らかの条件を設けて類似施設にも拡大して。



国や都道府県の市町村への指導助言は実現したい

博物館法旧7条は地教行法により不要になった（栗原 2022: 100–103）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

博物館は学芸員の属人的能力に依存しすぎている
組織として本来業務が遂行できる施策誘導が欲しい

以下は議論

1 博物館固有の行政課題や施策とは何か

学術研究、文化財、文化、芸術など他の行政課題に回収されない博物館に向けた固有の施策はあるか？

- ① 地域文化の記録と関連資料の保存継承
- ② 科学史資料の保存
- ③ 地方における科学コミュニティへの窓口
- ④ 未指定の大切な自然の保全拠点
- ⑤ 資料による社会教育

などが考えられる。どれも「文化芸術」から外れそう

2 維持充実の施策は可能か

博物館に限らず国の地方支援施策は、

- ①新規設置が主体で
 - ②既存の施設制度の充実策は少なく
 - ③国の計画に乗らない物件は対象外
- という状況が続いている。

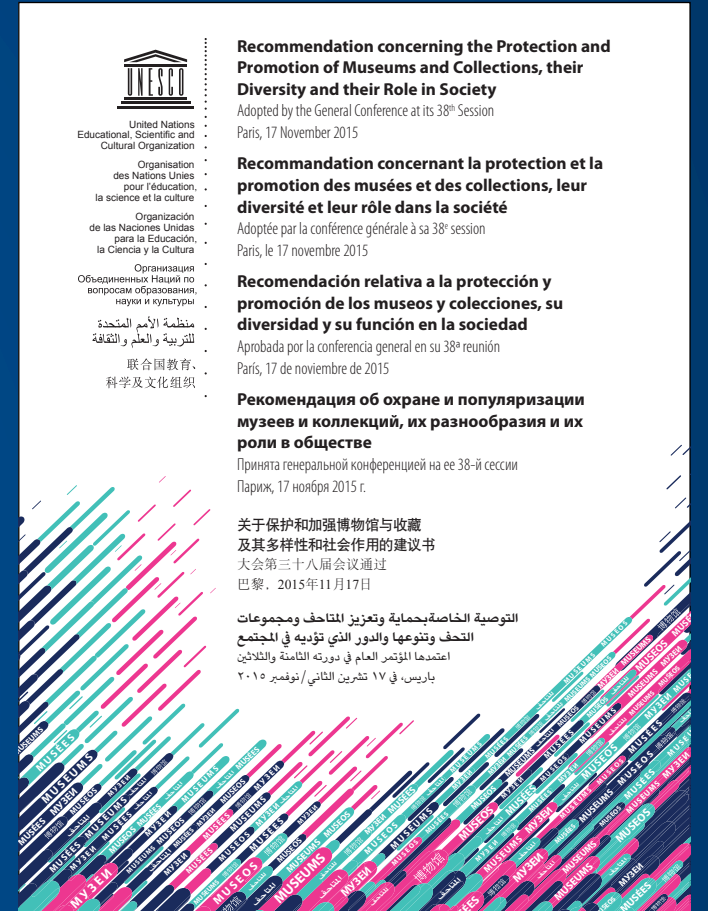
これらがカバーしない既存施設、法令が求める計画に乗らない施設への支援策を実現する方策はあるか

2-2 博物館に国が支出する実現性

- 文化財保護法は物件の指定を根拠に国が支出する。
博物館資料の多くは指定未満の重要度だが、
- 1) 保存活用は博物館に任せて館園に資金援助することで国民の文化的資産の保存に国が関与する
 - 2) 国民の物語を肩代わりしている館園は国の仕事を代行していると見なされ支援を得やすいだろう
 - 3) 国の支出が難しいのが地域的重要性に留まる市町村立博物館となる

3 ユネスコ2015年勧告に対応した国内施策

社会教育調査が把握する類似施設4500館
 その外側に広がる「外縁施設」のコレクションを保護するには、登録指定館園に限定しない博物館施策が必要ではないか。



ユネスコ2015年勧告32

「博物館でない機関において保有される」コレクション
 の保護を求めている→対応した国内施策が欲しい

3-2 類似施設の支援策も必要

実物資料を有する類似施設は、社会教育調査対象外の
外縁施設を含め北海道の十勝地方だけで40以上ある。国
土数値情報 | の文化施設データ やsaveMLAKの基本データ
では把握しきれない。

ふるさと歴史館ねんりん、関寛斎資料館、池田町郷土資料館、本別町歴史民俗資料館、音更町郷土資料館、幕別町ふるさと館、幕別町蝦夷文化考古館、足寄町郷土資料館、鹿追町郷土資料館、清水町郷土資料館（旧酪農資料館）、上士幌町鉄道記念館、JA士幌町農協記念館、士幌町ふるさと資料館、士幌町伝統農業保存伝承館、中札内村豆の資料館、ビート資料館、とかち農機具資料館、中札内美術村、福原美術館、新得町郷土資料館、豊頃町えるむ館郷土資料展示室、豊頃町二宮報徳館、大樹町郷土資料館、帯広市児童会館、小さな鉄道博物館十勝晴駅、昭和ナツカシ館、マジックミュージアム、狩勝高原エコトロッコ、銀河の森天文台、りくべつ鉄道、新田の森記念館、音更町図書館伊福部昭音楽資料室、帯広大谷短期大学草森紳一記念資料室、とかち大正二輪館、十勝エコロジーパーク、帯広の森はぐく一む、十勝川インフォメーションセンター、十勝川資料館、真鍋庭園、六花の森、紫竹ガーデン、帯広市野草園

4 自主的活動は博物館支援行政の対象か

地方博物館が拠点となり地域のファウナやフロラを調べ上げる成果が続いている。これは博物館法が想定していた結果だろうか。法に示された学芸員の調査研究が資料に限定されるなら、予定外の成果。

地域の自然史の解明という活動に対する文化庁の理解や優先順位はいかほどのものか。

博物館法4条は、学芸員の調査研究が資料に限定される読める表現から、指定文化財の解説書の作成を定めた3条8のような内容にすべきでないか



結論

市町村立博物館は将来的に二極分化する

豊かな自治体は文化遺産の保存も十分におこなえ、国民の物語を展示する館園は何らかの形で国からの支援が得られるようになる。

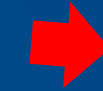
他方、財政状況が厳しく、地域的重要性に留まる館園は保存状態が悪化しても自己責任と放置される。つまり「身の丈に合った」文化行政をすればよい、と。

政権の意向を汲んで、現在の施策はその思想で進んで行く。

本来業務を阻害しない積極行政を望みたい

↓ 侵入できない
応用業務

1) 国は本来業務施策を計画化し、
派生事業応用業務の侵入を予防する



本来業務
国家計画



2) 貧困自治体には博物館の生活保護
を導入して最低限の本来業務を実現する



↑ 派生事業が入
る隙間がない

3) 旧7条に準じた国や都道府県、あるいは別の支援組
織による市町村立館園に対する指導助言の実質化

4) 法的位置付けに関わらず、重要コレクション保護の
制度仕組みを構築する

北海道の状況

1 博物館行政の不在

北海道教委の統計と日博協資料を比較すると、博物館相当施設の数で4倍、学芸員数で5倍の差がある。

→統計での正確な把握を放棄している

直接市町村が接する道の地域別支所には博物館所管部署がないことも原因

中核館であるべき道立館が類似施設→道教委と道協会（を通じた道内館園）とのコミュニケーションが無い。

現状で、新法施行後の博物館評価を担えるのか？



道の統計（左）と日博協の職員録を比較してみると差が歴然

北海道の状況

2 「館」にいない学芸員たち

「博物館」におらず、役場で文化財担当の学芸員や、異動して「非公式兼務」を続ける学芸員が続出。博物館法と彼らの距離はあまりに遠く、そもそも法で想定されていないのではという疑問

採用形態には2パターンあり①プロパー採用後の異動と、②数合わせのためにたまたま庁内にいた有資格者をあてている場合がある。それぞれに問題を抱えている。

北海道の状況

3 「外縁施設」が守る地域資料と、その不安な将来

たとえば「農具」の所在調査を行うとすると、外縁施設のコレクションが不可欠。

道内は急速に鉄道が廃線になる一方、鉄道博物館が存在せず、代わりに外縁施設の個人立・私立保存館が乱立し始めている。

→外縁施設とその資料は30年後どれだけ残るのか？

北海道の状況

4 基礎自治体の学芸員は動きがとりづらい

学芸員無配置自治体が多いため、配置自治体の学芸員は他自治体の住民や行政からも相談を受けることが多い
しかし、自治体の枠を越えて学芸員が動くことは、現実的には制約が多い

博物館未設置、学芸員未配置の自治体にも、それらに
帯する需要はあり、自治体の枠を越えた「動ける」博物館・学芸員制度が欲しい